

平成29年度事業計画

1 基本方針

(1) 中期経営計画の推進

25年度末に策定した中期経営計画（平成26年度～30年度）について、計画期間における計画の確実な達成を図るため、28年度までの進捗状況をしっかりと点検するとともに、国や京都市の施策の動向等も踏まえて必要な見直しを行い、着実に取組を進めます。

また、事業の実施に当たっては、各部門による連携、協働を一層強化し、法人一体となって取組を推進します。

特に、地域の福祉ニーズや介護ニーズの増加を見据え、地域包括ケアを推進する観点から、24時間365日のサービス提供体制の確立に向けて、必要な介護人材の確保や地域密着型サービスの充実等に積極的に取り組むほか、高齢者、障害のある方、子ども等幅広い利用者への支援やサービスにおいてそれぞれの枠組みを超えた事業連携を行うことにより、サービスのご利用者ひとり一人や地域の特性を踏まえた総合的な福祉サービスの提供を目指します。

<重点事項>

ア 24時間365日のサービス提供体制の確立に向けた取組

中重度の要介護者や認知症高齢者等のニーズに対応するとともに、そのサービス提供の根幹を担うヘルパー人材を確保するため、職員ヘルパー制度を創設します。また、平成28年2月に開設したナイトケアセンター山科や同年3月に開設した地域密着型サービスセンター桂坂（認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護）の運営を軌道に乗せるとともに、介護と看護のより一層の連携の推進や、平成28年度から実施を開始した障害のある方への相談支援事業の拡充、平成29年度から京都市において開始される介護予防・日常生活支援総合事業（以下、「総合事業」という。）に対して担い手の確保も含めて的確に対応し、要介護度が軽度な方から中重度の方までの様々なニーズに適切、かつ、積極的に対応できるよう取組を進めます。

なお、新たな福祉施設の整備については、近年の介護人材の確保が極めて困難な状況や土地・建設費の高騰等の社会的情勢を踏まえながら、現中期経営計画中での実施の可否も含め検討します。

イ 地域の福祉・介護ニーズに応じたサービス提供を目指した取組

地域包括支援センターや居宅介護支援事業所をはじめ各事業所、施設において、サービスの利用や相談等を通じて、地域のご利用者の実態やニーズを的確に把握し、地域の関係機関等とのネットワークの構築に努め、ニーズに応じた質の高いサービス提供に努めます。

また、社会福祉法人として求められる役割を的確に果たすため、協会が有する幅広い資源を効果的に活用するとともに積極的に部門を超えた事業連携を行い、地域の福祉拠点としての特性を生かして異世代交流や居場所づくり、生活支援サービス、地域住民の認知症高齢者や障害のある方に対する理解の促進等に取り組むなど、地域における公益的な取組をはじめ、地域の福祉力向上のために協会独自の社会貢献を進めます。

ウ 子ども・子育て家庭への支援、子どもや子育て家庭を支える地域づくりに向けた取組

子ども・子育て支援新制度の実施により利用が増加している学童クラブ事業について、運営基準に基づき適切に運営するとともに、新制度における課題の検討等、引き続き支援内容の充実に向けて取り組めます。

また、児童館事業の運営に当たっては、地域の児童健全育成及び子育て支援の拠点施設として、それぞれの地域特性を踏まえ、地域子育て支援ステーション事業の充実等により地域住民や関係機関等のネットワークの構築、強化を図るとともに、乳幼児や中高生も含めた幅広い対象者への支援の充実に努めます。

エ 満足度の高いサービス提供のための人材育成と人材確保に向けた取組

ご利用者の尊厳を守り自立を支援する福祉・介護従事者には、仕事の高い質とともに、その役割にふさわしい倫理観が求められることから、人材育成を法人全体の最重点課題と位置付け、部門の枠組みに止まらない専門的な研修はもとより、職業倫理、人権に係る研修を充実し、高い規範意識と倫理観・道徳観を持つ人材を育成する必要があります。

そのために、平成30年度までを目途として、人材育成、サービス向上、広報・出版及び各種事業等の機能を備えた「人材研修センター（仮称）」の設置に向けて取り組めます。

また、職員等の確保と定着は喫緊の課題であり、キャリアパスを構築するとともに、職員の処遇改善を行っていくことで、職員の士気の高揚、資質向上を図り、将来に希望を持って働き続けられるよう取り組めます。

さらに、訪問介護事業等の安定的なサービス提供にとって鍵となるヘルパーの確保と定着に向けて、職員ヘルパー制度を創設するとともに、パート及び契約ヘルパーについては、ヘルパー給与等を引き上げることにより、高い介護技術を有するヘルパーの離職の防止、新たな人材確保に取り組めます。

(2) 内部統制の強化、不祥事防止策の取組等

適正な事業運営や健全な財務運営を確保し、引き続き質の高いサービス提供体制を構築していくため、改正社会福祉法及び平成25年度末に策定した不祥事防止策を踏まえて、内部統制機能の強化を図り、調整室危機管理部を中心にリスクマネジメント及びコンプライアンスの推進、不祥事防止策の確実な進捗に取り組めます。

<主な取組事項>

ア 法人倫理綱領を踏まえ、その趣旨や高い規範意識を全ての職員に定着させるための継続的な研修等

イ 平成28年度から本格的に実施した内部監査の継続

ウ 改正社会福祉法に基づく評議員会、理事会及び監事会の開催、会計監査人の設置及び会計監査人による外部監査の実施

エ 不祥事防止等の取組状況を踏まえた、新たなリスクマネジメント指針（仮称）の策定

オ 情報発信の強化、情報公開の拡大、人材確保の推進等のためのホームページの全面的な改定

カ 京都市の外郭団体からの自立に備えて、本部体制の段階的な見直し

2 居宅部門

平成29年4月から開始される介護予防・日常生活支援総合事業（以下、「総合事業」という。）において、要支援者が同事業に移行することになり、協会においても総合事業の介護型、生活支援型、支え合い型の各ヘルプサービスを実施し、これまで通り要支援者へも積極的に支援できる体制を整備するとともに、これらの総合事業や中重度者へのサービスの担い手であるヘルパー等人材の安定的確保と各制度に応じた的確なサービス提供体制を整備することにより、24時間365日、認知症・ターミナル・医療的ケア及び軽度者等のニーズに適切、かつ、積極的に対応できるよう取組を進めます。

また、社会福祉法人制度改革において求められる組織ガバナンスの強化及びコンプライアンスの推進や地域における公益的な取組を進めます。

(1) 取組の方向性

ア 中期経営計画の推進

地域包括ケアの推進に向け、中重度の要介護者や認知症高齢者等のニーズに対応できるよう、各ヘルプ事務所（訪問介護事業所・居宅介護支援事業所）を市内中心部及び東西南北の計5箇所の事業エリアに分け、各エリアに1箇所、ヘルプ事務所に夜間対応型訪問介護事業所、訪問看護事業所を併設した「総合ステーション（仮称）」の整備を進めてきており、現在、3箇所のナイトケアセンターで実施している夜間対応型訪問介護事業について、平成30年度中に更に2箇所のナイトケアセンターの設置を目指していたところですが、ヘルパー人材の高齢化等による退職者の増加傾向の継続、次世代を担う新たなヘルパー人材の確保困難等から、ヘルパー等人材の確保が喫緊の課題となっています。そのため、平成29年度から数年をかけて、新たなヘルパー体制を整備する予定としており、平成29年7月に新たに職員ヘルパー制度を創設することをはじめ、まずはヘルパー人材の安定的確保に取り組むことにより、早期に2箇所のナイトケアセンターを設置できるよう基盤整備を進め、24時間365日、介護と看護の一体的なサービス提供体制等の確立に向けた取組を進めます。

また、総合事業については、支え合い型ヘルプサービスにおいて、ヘルパー以外の新たなサービスの担い手を確保し、適切にサービス提供ができる体制の確立に向けて取り組みます。

(ア) 24時間365日サービス提供体制の確立

平成29年7月から新たに創設する職員ヘルパーの体制充実と、夜間帯を含めたヘルパー人材の確保を図る中で、中重度の要介護者の早朝・夜間帯のニーズに的確に対応するため、各ヘルプ事務所のサービス提供時間（午前7時半～午後7時）を延長等し、各ヘルプ事務所と夜間対応型訪問介護事業所を実施しているナイトケアセンター小川（上京区・左京区・中京区・東山区の一部を管轄）、ナイトケアセンター南（下京区・南区・東山区の一部を管轄）及びナイトケアセンター山科（山科区、伏見区醍醐地域を管轄）の3ヵ所が連携し、24時間365日のサービス提供体制を確立するとともに、早期に、新たなナイトケアセンター2ヵ所の設置ができるよう準備を進めます。

(イ) 介護と看護の一体的サービス提供体制の確立

平成26年度に事業再開した訪問看護ステーションぱあと南について、平成28年度に新たに看護師2名を採用できたことから、これまで以上に「南総合ステーション（仮称）」（ヘルプ事務所、夜間対応型訪問介護事業所、訪問看護ステーションを併設）の内部、及び他法人、他事業所との連携を深め、医療・看護ニーズのある重度のご利用者の在宅生活を積極的に支援することができるよう取組を進めるとともに、看護師の更なる確保を図りつつ、2ヵ所目の訪問看護

護ステーションの開設について検討を開始します。

また、南総合ステーション及び醍醐事務所で試行的に実施してきたモバイル端末（スマートフォン）を使用した連携体制について、試行実施を総括した上、平成29年度中の全事務所への導入を目指し、関係事業所、各種団体と連携し、より効果的な支援ができるよう取組を進めます。

更には、在宅で喀痰吸引等のニーズがあるご利用者に的確に対応するための「介護職員等による喀痰吸引等の実施のための研修（3号研修）」、及び研修受講後の本部事業部に配置している看護師資格を有する医療看護サポート担当による評価、フォロー体制を継続するとともに、介護と医療・看護をつなぐ要であるケアマネジャーの資質向上を目指して、引き続き医療・看護の視点を踏まえた研修の充実にも取り組みます。

（ウ）「事業エリア制」の構築に向けた取組

地域包括ケアの推進を図るとともに、協会のスケールメリットを活かすため、各ヘルプ事務所（訪問介護事業所・居宅介護支援事業所）を市内中心部及び東西南北の5つのエリアに分け、各エリア内のヘルプ事務所同士、ヘルプ事務所と各エリアの総合ステーション（仮称）が相互支援できる事業エリア制を推進しているところですが、平成29年度は3エリア（北エリア・南エリア・西エリア）の体制を維持しつつ、エリア内の各ヘルプ事務所及びナイトケアセンターが連携を図り、ヘルパー等の相互支援体制の一層の強化と中重度者の介護ニーズへの的確な対応、事業所間の交流による効率的な事業運営の実現を目指すとともに、平成30年4月に4エリア体制に移行できるよう準備を進めます。

（注）南エリア…東山事務所、南事務所、ナイトケアセンター南、

ばあとなあず南（訪問看護ステーション）、山科事務所、

ナイトケアセンター山科、伏見事務所、醍醐事務所

北エリア…北事務所、小川事務所、ナイトケアセンター小川、高野事務所、

本能事務所、朱雀事務所

西エリア…西七条事務所、太秦事務所、西京事務所

（エ）ヘルパー等の人材確保・定着及び育成について

訪問介護サービスの根幹を担うヘルパーの退職防止と安定的確保を図ることができるよう、平成27年11月よりプロジェクトチーム等で検討してきた新ヘルパー体制について、平成29年度より数年を掛けて整備する予定としています。平成29年度については、4月よりパート及び契約ヘルパーの給与体系について、制度及び身体介護や生活支援等のサービス内容に応じた手当体系に再編するとともに、いずれの業務に従事しても活動単価（時間給）を現状維持または増額することにより、業務内容に応じてこれまで以上の収入が得られる仕組みの構築及び福利厚生の実施を図ります。更には、これまで有期雇用契約としてきたパート及び契約ヘルパーについて、ヘルパーがより安心して組織に定着できる環境を整備し、これまで以上に高い専門性を有するヘルパーを育成するため、7月に正職員ヘルパー（仮称）を創設し、中重度の要介護者に的確に対応できるサービス提供体制を確立します。

また、パート及び契約ヘルパーについては、平成29年度の給与条件等の一部改善に加えて、ヘルパーがさらに安心して働き、組織に定着できる環境の整備や次代を担う新たなヘルパー人材の確実な確保、これまで以上に専門性の高いサービス提供体制を確立するため、平成30年度にヘルパーの処遇改善に向けたより一層の充実策を実施する予定であり、その検討を進めます。

また、総合事業における京都市支え合い型ヘルプサービスの担い手を養成するため、人材開発部を中心に、法人内の各施設等の地域拠点とも連携しながら、京都市支え合い型ヘルプサービス従事者養成研修を実施するとともに、その受け皿として、平成29年4月に従来のヘルパーとは

別の生活支援サポーターを創設します。

(オ) 総合事業について

平成29年度より開始予定の総合事業について、京都市においては介護型・生活支援型・支え合い型の3つの類型のヘルプサービスがあることから、専門職での対応が必要とされ、報酬単価が現行通りの介護型及び現行の84%となる生活支援型についてはヘルパーが、一定の研修を受けた者が対応でき、報酬単価が現行の63%となる支え合い型については新たな人材となる生活支援サポーターで対応する体制を確立し、同事業に対してもこれまでと同様に積極的かつ適切に対応するとともに、組織の安定経営を図ることができるように取り組みます。

イ サービスの質の向上

これまでと同様に各事業所や地域の実情を踏まえ、外部の看護師、介護福祉士、精神保健福祉士等の専門家の講師を招いての研修を継続するとともに、専門的な研修に加えて、リスクマネジメントの強化及びコンプライアンスの推進に向けた管理職研修、プリセプターシップ研修（新規採用職員研修）、倫理研修等をより充実させていきます。

また、障害者総合支援制度について、平成28年度下半期より一部の事務所において障害者相談支援専門員（介護保険制度におけるケアマネジャーに相当）を選任、配置したところですが、平成29年度は全事務所において選任、配置するとともに、引き続き同専門員に係る初任者研修を積極的に受講させ、同事業に的確に対応することができるよう取り組みます。

ウ 経営安定に係る取組

平成27年4月の介護報酬改定が非常に厳しい内容となったこと、更にはヘルパー人材の退職増加傾向の継続と新規ヘルパー人材の確保困難によるヘルパー労働力の減少等に伴い、実績の低下と減収が続いています。更には、平成29年度から始まる総合事業においても報酬単価が現状より低く抑えられることから更に厳しい経営状況が見込まれ、平成30年度の次期介護保険制度改正及び報酬改定に向けて経営安定は喫緊の課題となっています。

経営の安定に向けては、ヘルパー労働力の減少に比例して実績低下と減収傾向が続いていることから、平成29年度より数年を掛けて新たなヘルパー体制を整備する予定としており、ヘルパー人材の定着と新たなヘルパー人材を確保できるよう、給与条件等を含めた処遇改善を図る一方で、報酬単価の高い中重度者へこれまで以上に的確に対応ができるよう、正職員ヘルパーを創設し、その体制を段階的に充実させるとともに、協会の大半を占めるパートヘルパーについても、これまで以上に高い専門性を有し、より効率的なサービス提供が可能となるよう、指揮命令等の運用面の見直しも含め、新たなパートヘルパー制度を確立していきます。

更には、新たなヘルパー体制整備に合わせて、各ヘルプ事務所のサービス提供時間を延長し、ナイトケアセンターとの適切な役割分担を確立し、ナイトケアセンターの円滑な運営と経営安定を図るとともに、協会の多様な人材の有効活用（正職員等への登用・人事異動等）により、適材適所の人事配置を行い、訪問介護事業、夜間対応型訪問介護事業及び居宅介護支援事業の体制強化、質の向上を図り、中重度者に積極的に対応できる体制を構築します。

また、総合事業においては、業務内容に応じたヘルパー給与体系を確立するとともに、支え合い型ヘルプサービスについては新たに生活支援サポーターを創設して、報酬に見合った運営体制を構築していきます。

エ リスクマネジメントの強化及びコンプライアンスの推進

平成29年度も、引き続き平成25年度末に策定した『信頼回復と法人再生のために』に基づき、不祥事再発防止策の徹底やコンプライアンス推進等の研修の充実等に取り組みます。また、直行直帰型のヘルパーについて、ヘルパーからの相談に対する適切な対応と所属意識を醸成等することを目的として、平成27年度下半期より全事務所で試行的に取り組んできたヘルパーの事務所立寄り制度について、平成30年度に向けた新ヘルパー体制整備の中で、更にその精度を高めることができるよう、カンファレンスの出席やチーム内の情報共有、記録の記載、予定確認等の要素を高め、業務内容や業務量に応じて事務所に勤務させる制度の検討を進めます。

オ 地域における公益的な取組

社会福祉法人制度改革において求められる地域における公益的な取組について、中期経営計画に基づき着実に対応できるよう以下の取組を進めるとともに、施設部門や児童館部門と連携し、その他の取組についても検討していきます。

- (ア) 平成27年度下半期から開始した高野事務所の認知症カフェの運営に続き、昨年度は南総合ステーションにおいて、地域の高齢者を対象として、地域の関係機関、団体と連携してのラジオ体操の定期的開催及び体操終了後の看護師による健康相談（不定期）を実施しており、平成29年度においては、更に他のヘルプ事務所でも同様の取組が実施できるよう検討を進めます。
- (イ) 認知症等による徘徊時の捜索協力について、平成29年1月からヘルパー等貸与携帯電話を活用して開始しており、平成29年度は協会のご利用者を中心に利用登録者を拡大し、将来的には地域における公益的な取組として、協会のご利用者以外の市民にも広く登録を呼びかけていけるよう取組を進めていきます。

(2) 事業別の主な取組内容

ア 訪問介護事業

訪問介護においては、総合事業への的確な対応、24時間365日、介護と看護の一体的なサービス提供体制を充実させるため、ヘルパーの人材確保と定着、事業エリア制の推進を図るとともに、サービスの質の向上、不祥事の発生しない組織体質の醸成、地域における公益的な取組を進めます。

(ア) 総合事業への的確な対応

(イ) 正職員ヘルパーの創設

(ウ) ヘルパーの人材確保や定着を図るための新たなヘルパー体制の整備

(エ) 総合事業における支え合い型ヘルプサービスの担い手の養成

(オ) 障害者総合支援制度における障害者支援専門員の選任・配置

(カ) ナイトケアセンターの効率的・効果的な運営体制の確立

(キ) 各ヘルプ事務所とナイトケアセンターの連携強化

(ク) 関係事業所を含めたモバイル端末を活用した介護と看護の連携体制の構築

(ケ) 地域における公益的な取組の拡大検討及び認知症等徘徊者等搜索協力の普及

(コ) 各種コンプライアンス推進に向けた取組の実施及び定着

○ ヘルパー数

	29年度計画	28年度		28年3月実績
		1月実績	計画	
ヘルパー数	1,700	1,659	1,800	1,693
うち契約ヘルパー	440	470	490	457

※上記のヘルパーとは別に職員ヘルパー（仮称）を、平成29年度で約30名、平成30年度末までに約120名を採用予定。

○ 派遣件数

	29年度計画	28年度		28年3月実績	
		1月実績	計画		
利用者数	6,725	6,494	6,975	6,743	
内 訳	うち介護保険(介護)要介護1～5	3,820	3,660	3,800	3,749
	(参考) 要支援1・2	—	1,755	2,000	1,883
	総合事業 介護型	1,141	—	—	—
	生活支援型	542	—	—	—
	支え合い型	122	—	—	—
	障害者総合支援	1,100	1,061	1,150	1,092
	受託事業※	—	18	25	19

※ 受託事業は、平成29年度より「すこやかホームヘルプ事業（自立している方）」は総合事業、に、「60～64歳で要介護状態にある方」は京都市ヘルパー室に移行されます。

○夜間対応型訪問介護（ナイトケアセンター小川・山科・南）

	29年度計画	28年度		28年3月実績
		1月実績	計画	
実利用件数	490	363	490	354
定期巡回（訪問回数）	2,200	1,662	2,200	1,628
随時訪問（訪問回数）	330	192	330	293

○ほのぼのサービス（介護保険制度適用外＝独自サービス）

	29年度計画	28年度		28年3月実績
		1月実績	計画	
利用者数	380	324	400	378

○ヘルパー採用者数

	29年度計画	28年度		27年度実績
		4月～1月 実績	計画	
採用者数	84	42	110	105
協会内養成研修修了者	24	20	50	37
外部有資格者	60	22	60	68
（参考）協会内養成研修修了者数	120	85	180	165

○育児支援ヘルプ事業

(1) 利用者数

	29年度計画	28年度		27年度実績
		4月～1月 実績	計画	
利用者数	295	227	340	342
育児支援ヘルパー派遣事業	220	162	265	266
第三子以降産前産後ヘルパー派遣事業	75	65	75	76

(2) 育児支援ヘルパー数

	29年度計画	28年度		27年度実績
		1月実績	計画	
ヘルパー数	40	31	45	38

イ 居宅介護支援事業

地域包括ケアの推進に向けて、ケアマネジャーが介護と医療をつなぐ要として重要な役割を果たしていけるよう引き続き医療との連携を強化する等し、今後とも質の高いケアマネジメントが行えるよう取り組むとともに、特定事業所加算を取得し続けることができるよう取り組みます。

(ア) ケアマネジメント力の向上に向けた医療・看護との連携を意識した事例検討の実施。

(イ) 法人内外のケアマネジャーの育成等を見据えた主任ケアマネジャーの活用の検討。

(ウ) これまで以上に利用者及び家族等が相談しやすい体制の検討。

(エ) 集中減算に係る適正な管理。

(オ) 特定事業所加算の新たな要件として加わった法定研修等における実習生の受け入れ体制の確保。

○給付管理（ケアプラン作成）件数

	29年度計画	28年度		28年3月実績
		1月実績	計画	
利用者数	3,500	3,393	3,500	3,449

○介護予防給付管理（予防ケアプラン作成）件数

	29年度計画	28年度		28年3月実績
		1月実績	計画	
利用者数	120	113	120	97

○事務受託法人（「新規要介護認定調査」）事業

	29年度計画	28年度		27年度実績 (月平均)
		1月実績	計画	
利用者数	320	361	360	372

ウ 訪問看護事業

平成26年5月から事業再開した訪問看護ステーションぱあとなあず南について、平成28年度に2名の看護師を採用し、人員体制が安定してきたこと、また、各看護師が訪問看護の現場での経験を積み上げてきたことから、これまで以上に在宅で看護ニーズのある利用者に積極的に対応していくとともに、引き続き看護師の確保に向けて取り組み、事業運営を安定させ、南事務所及びナイトケアセンター南との連携をさらに深め、介護と看護の一体的なサービス提供の確立に向けて取り組みます。

○訪問看護事業

	29年度計画	28年度		28年3月実績
		1月実績	計画	
利用者数	36	18	27	14

エ 介護員養成研修等事業

介護員養成研修の受講生は、ここ数年間減少傾向が続いていることから、平成29年度は、引き続き受講生の確保を最優先課題とし、従業員への受講生紹介依頼、市民しんぶん等による広報に加え、公的な職業支援機関（京都自立就労サポートセンター等）や専門学校など教育機関との連携を継続するとともに、これまで平日の通学コースのみであった介護職員初任者研修について、社会人向けの土日・夜間の通信制コースを創設し、ヘルパー人材等の養成・確保に取り組みます。

また、介護福祉士実務者研修については、平成28年度から国家試験受験のための必須要件になることから、法人内従業員のみならず、介護員養成研修修了生を中心に受講生を確保し、ひいては介護福祉士取得者の増加に努めます。

さらに、総合事業の支え合い型ヘルプ事業の担い手を養成するため、京都市支え合い型ヘルプサービス従事者養成研修を実施するとともに、中期経営計画に基づき、地域における福祉力向上のための取組の観点から、また、将来の介護人材の養成の観点から、高校生を主な対象として介護初級講座を開催していきます。

その他の介護事業所への講師派遣（業務受託）を積極的に進め、市民啓発にかかる研修については、学生や児童にも対象を広げ、法人内各部門との連携により実施していきます。

○介護職員初任者研修

	29年度計画	28年度		27年度実績
		4月～1月 実績	計画	
修了者数	120	85	180	165

※年4回開講（1クール60名定員）

○介護福祉士実務者研修

	29年度計画	28年度		27年度実績 (27年2月に 開講)
		4月～1月 実績	計画	
修了者数	70	71	70	28

※年2回開講（1クール60名定員）平成27年10月開講分にて26名受講中

○喀痰吸引等研修事業（第3号研修）

	29年度計画	28年度		27年度実績
		4月～1月 実績	計画	
修了者数	240	206	240	354

※年4回開講（1クール60名定員）

○京都市支え合い型ホームヘルプサービス従事者養成研修（新規）

	29年度計画	28年度		27年度実績
		4月～1月 実績	計画	
修了者数	80	—	—	—

介護予防・日常生活支援総合事業について

介護保険法の改正により、平成29年4月から、京都市において、介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）が開始されます。要支援の方が利用する予防給付サービスのうち、訪問介護と通所介護については総合事業へ移行することになり、また、訪問介護については、多様なニーズに対応するため、現行の介護予防訪問介護相当のサービスの他に、新たなサービスが創設されることになりました。

【現行のサービス体系】

制度名	サービス名称	対象者	サービス内容	備考
介護保険	訪問介護	要介護1～5の方	生活援助 身体介護	
	介護予防訪問介護	要支援1・2の方	生活援助 身体介護	平成29年4月から順次総合事業へ移行（※1）
障害者総合支援	居宅介護	障害支援区分1～6の方 （身体介護を伴う通院等介助は2～6の方）	家事援助 身体介護 通院等介助（身体介護を伴わない） 通院等介助（身体介護を伴う）	
	重度訪問介護	障害支援区分4～6の方で一定の要件	生活上の様々な介護	

【総合事業における訪問介護サービス類型】

サービス名称	対象者	サービス内容	従事者	報酬額
介護型ヘルプサービス （現行の「介護予防訪問介護」相当のサービス）	要支援1・2の方、 及び事業対象者	専門職が行う 身体介護を含む支援	訪問介護員 （介護福祉士・初任者研修等修了者）	現行の介護予防訪問介護相当 （週1回利用で12,498円/月）
生活支援型ヘルプサービス （新規）		専門職が行う生活（家事）援助		現行の約84%
支え合い型ヘルプサービス （新規）		一定の技術や知識を習得した者が 行う生活（家事）援助	指定研修修了者（※2）	現行の約63%

（※1）現在、介護予防訪問介護を利用されている要支援1・2の方は、平成29年4月以降の認定更新時等に、順次、総合事業のサービス利用に移行することになりますが、認定更新までは現在の介護予防訪問介護を利用することができます。（平成30年3月末までに総合事業に完全移行予定）

また、平成29年4月以降に新規認定または認定更新等により要支援認定を受けた方がホームヘルプサービスを利用する場合、介護予防訪問介護ではなく、総合事業における訪問型サービスを利用することとなります。

（※2）京都市が定める「支え合い型ヘルプサービス」に従事するために必要な知識や技術を学ぶ研修（8時間）を修了した者。

3 施設部門

施設部門においては、平成29年度から京都市の指定管理者として引き続き管理運営をすることとなった4施設（小川、本能、修徳、西院）及び協会独自に設置している4施設（紫野、西七条、塔南の園、久我の杜）の8施設を拠点として、各施設が保有する機能と特徴を生かし、地域住民との連携、交流を図りながら多様なサービスを展開します。

また、職員のスキルアップを図り、ご利用者に対し満足度の高いサービスを提供し、ご利用者やご家族、地域から信頼される施設運営を推進していきます。

人材確保及び定着に向けては、処遇の改善や有給休暇の取得率の向上や業務の効率的な推進などによるワークライフバランスの向上を図り、安定した雇用につなげていきます。

不祥事の再発防止に対しては、特に昨今、問題となっている高齢者虐待について、防止に向けての取組も含めたりスクマネジメント体制の強化と、コンプライアンスの徹底を図ります。

平成29年度より開始される介護予防・日常生活支援総合事業について、これまでの取組や高齢者を取り巻く現状を踏まえ、介護予防の推進、生活支援サービスの充実を図ります。

(1) 取組の方向性

ア 中期経営計画の推進

(ア) 地域包括ケア推進のための取組

地域包括ケアシステムの中核機関と位置付けられている6箇所の地域包括支援センター（紫野、小川、本能、修徳、西院、久我の杜）では、重要取組事項である「地域におけるネットワークの構築・支援」、「介護予防事業の推進」、「権利擁護に関する連携・支援」に取り組み、高齢者を総合的に支える地域の相談窓口として役割を果たします。

地域介護予防推進センター（小川）では、高齢者の方が介護を必要とせずいつまでも元気で暮らせるよう、地域における介護予防の拠点として役割を果たします。

(イ) 地域密着型サービスの充実に向けた施設整備

地域包括ケアの中心的なサービスである地域密着型サービスは、平成28年3月に開設した地域密着型サービスセンター桂坂について、徐々に稼働率は上がってきているものの、未だ厳しい状況にあります。引き続き、PR等を行い、安定した事業運営を目指します。

また、その桂坂に続く施設整備については、新たに「小規模多機能型居宅介護事業」「認知症対応型共同生活介護事業（グループホーム）」「地域密着型特別養護老人ホーム」の事業実施を計画していますが、近年の介護人材の確保が困難な状況や土地・建設費の高騰等社会的情勢も踏まえながら、平成29年度中に実施時期等を検討します。

(ウ) 職員の人材確保・定着及び育成

人材確保については、介護系の学部閉鎖や福祉系の学生の減少に伴い、新卒者の確保に苦慮している状況にあります。新卒者の採用を増やすためにも、若手職員を前面に押し出し一般学部の学生へのアプローチも含めた取組を行います。

また、中途採用者に対しても、資格取得に向けての優遇措置や、職員の紹介により採用された場合に紹介手当を支給する職員紹介制度を実施するなど、他事業者との差別化を図り人材確保に努めます。

有給休暇の連続取得の奨励や業務改善により効率的な業務の推進を図るとともに、更に新たに平成29年4月から追加された介護職員処遇改善加算の取得を行い、介護職員の処遇改善を図る

など、安定した雇用及び定着に繋げていきます。

介護職員の育成については、職員の質の向上や情報の共有を図るために設けている特養、デイ及び研修の部会が中心となり見直した新人介護職員育成指針をもとに、質の高い職員の育成を目指します。

(エ) 既存施設の老朽化等にとまなう整備

既存施設の老朽化等による修繕等整備については、優先度の高い順から資金面等も考慮し、それぞれ専門業者のアドバイスを受けながら改修計画を作成します。

(オ) 土地購入の取組

協会独自に設置している施設（紫野、西七条、塔南の園、久我の杜）の土地について、平成27年度は紫野と塔南の園の土地を購入しましたが、京都市所有の西七条の土地購入について、今後の事業展開や収支状況等も鑑みながら検討します。

（参考）平成28年度西七条の土地賃貸料：5,525,706円

西七条の面積：1,637.66㎡

(カ) 介護予防・日常生活支援総合事業の取組

京都市では平成29年4月から、介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）が実施されます。総合事業において、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、デイサービスセンターによる介護予防・生活支援サービス事業、地域包括支援センターによる介護予防ケアマネジメント、地域介護予防推進センターによる一般介護予防事業などを推進し、高齢者の介護予防と日常生活の自立に向けた支援を行うとともに、生活支援の担い手の多様化に取り組み、居宅部門とも連携し、高齢者支え合い担い手養成も含めた、地域における支え合い体制づくりを進めます。

イ リスクマネジメントの強化及びコンプライアンスの推進

(ア) 風通しの良い職場づくり

引続き、正職員以外に契約職員に対しても年1回以上直属の上司や管理職等によるヒアリングを実施し、業務状況や心身の状況の把握等に努め、風通しの良い職場づくりや環境づくりを進めます。

(イ) 人員配置の適正化

人材確保が困難な状況のなか、人員配置の適正化を図るため、法人独自に設けているユニットでの配置をフロア単位に見直すなど、職員の効率的配置を検討します。

また、今後も定期異動については、ルールに則り取り組むとともに、不祥事が起こりにくい環境を整備します。

(ウ) 倫理観の醸成

職業倫理やコンプライアンス等の研修を継続的に実施することは、倫理観の醸成につながります。平成29年度は、昨年度に策定された職員行動指針を常に意識し、また、特に高齢者虐待防止に向け、各施設において所属職員全員が受講できる研修を実施します。

ウ 地域における公益的な取組等

要援護高齢者の増加により低廉な住まいと見守りを含む生活支援サービスとして、現在、紫野（北区）と久我の杜（伏見区）において実施している社会貢献事業「京都市高齢者すまい・生活支援モデル事業」を継続して取り組みます。

介護職として働くことを希望する障がい者の就労支援についても、各施設において介護職員初任者研修や実習等の受入れを積極的に取り組みます。

以前から各施設で取り組んでいる認知症カフェやコミュニティ・カフェ、ふれあい食堂、高校生対象の介護初級講座や地域向けのセミナー等も継続するとともに、各地域の特性に応じた福祉ニーズを模索し、公益的な取組等として、他部門とも連携を図りながら地域貢献に結びつくよう積極的に取り組みます。

(2) 事業別の主な取組内容

ア 特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）

一人ひとりの人権を尊重し、施設サービス計画書に基づいたサービスの実施を徹底するとともに、更に24時間シート（個別ケアを提供するためにご入居者ごとの生活習慣や好み、日課などを記したものを）を活用するなど、サービスの評価と見直しを随時行い、ご利用者の特性に合わせた個別ケアを推進して、自分らしい生活が実現できるよう支援します。

介護の基本である入浴・食事・排泄等について、常に研修などにより質の向上に努め、ご利用者一人ひとりの心身の状態に応じた安心・安全で快適な支援を目指します。

ご利用者の重度化への対応として、多職種協働によるサービスを提供し、嘱託医等の協力を得ながら看取りケアの体制の充実を図ります。

口腔ケアの充実もご利用者の疾病予防や生活の質の向上を図る上で重要であり、歯科医師や歯科衛生士と連携を図りながら、口腔ケアの体制の充実を図ります。

(措置入所者含む)

	紫野	小川	本能	修徳	西七条	塔南の園	
利用定員（人）	60	70	90	80	50	70	
29年度計画利用率(%)	95.0	95.0	93.6	95.0	94.0	94.0	
28年度	1月末実績利用率(%)	94.4	92.9	93.2	97.7	93.4	90.4
	計画利用率(%)	95.0	97.0	94.2	95.0	96.0	93.0
27年度実績利用率(%)	93.7	93.0	93.3	95.7	95.0	93.1	

イ ショートステイ（短期入所生活介護事業）

在宅高齢者であることを踏まえ、ご利用者のご家庭での状況等を理解し、在宅生活を長く送ることができるようアセスメントの充実を図り、それに応じたサービスを提供します。

また、居宅介護支援事業所とも連携を図り、リピーターの継続利用や新規のご利用者を増やすとともに、特養入居者の入院等による空床の活用も積極的に行い、在宅生活を支援します。

(空床利用含む)

		紫野	小川	本能	修徳	西七条	塔南の園
利用定員(人)		空床利用型	30	10	20	10	16
29年度計画利用率(%)			101.0	142.5	120.0	120.0	119.4
28年度	1月末実績利用率(%)		103.6	155.8	115.5	123.4	126.8
	計画利用率(%)		109.0	145.0	120.0	115.0	123.0
27年度実績利用率(%)			102.0	142.0	119.1	122.7	119.7

ウ 老人デイサービスセンター(通所介護事業)

(ア) 老人デイサービスセンター

ご利用者の有する能力と可能性を引き出し、在宅生活がいきいきと張りのある豊かな毎日となるよう身体面・精神面・社会参加面等々の側面から支援します。

そのためには、ケアプランに基づいた通所介護計画を作成し、ご利用者及びご家族の意向と状況把握に努め、全ての利用者がより良い在宅生活を継続できるような計画づくりとサービスを提供します。

平成29年4月より実施される介護予防・日常生活支援総合事業について、現行の一般介護予防事業と新たに介護予防・生活支援サービス事業のうち介護予防型デイサービスの取組を進めていきます。

		紫野	小川	本能	修徳	西七条	塔南の園	西院	久我の杜
利用定員(人)		40	30	35	30	30	35	35	30
29年度計画利用率(%)		82.0	90.0	84.6	87.7	84.0	85.0	89.0	82.0
28年度	1月末実績利用率(%)	79.5	86.2	84.8	87.5	88.0	78.7	79.3	80.0
	計画利用率(%)	82.0	91.8	87.1	87.7	85.0	90.0	88.0	82.0
27年度実績利用率(%)		80.3	85.2	86.4	87.9	85.0	85.4	89.3	78.4

(イ) 配食サービス事業

きめ細かな情報共有と、ご利用者の状態に応じた食事形態を提供できるよう努めます。

配食サービスは、独居や高齢者の生活を支える重要なサービスであり、京都市及び京都市社会福祉協議会との連携のもと、さらにサービスの充実を図ります。

		小川	修徳	西七条	塔南の園	久我の杜	山ノ内
営業日		昼：月～日 夕：なし	昼：月～日 夕：なし	昼：月～日 夕：月～日	昼：月～金 夕：月～日	昼：月～日 夕：なし	昼：月～日 夕：月～日
29年度計画配食数(食)		4,700	6,570	6,000	12,000	3,300	16,800
28年度	1月末実績配食数(食)	4,226	5,661	5,379	9,366	2,886	14,380
	計画配食数(食)	4,500	6,570	6,000	12,000	3,833	14,196
27年度実績配食数(食)		4,647	7,657	6,897	12,680	3,102	15,954

エ 地域密着型サービス事業

(ア) 小規模多機能型居宅介護事業所

ご利用者が住み慣れた地域での生活を継続できるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、ご利用者の心身の状況や希望、生活環境等を踏まえ、通い・訪問・宿泊サービスを柔軟に組み合わせてサービスの充実を図ります。

地域密着型の4事業所（小川、みささぎ、山ノ内、桂坂）間で連携・協力を図りながら、職員の交換研修等も実施し、サービスの質の向上に取り組みます。

また、居宅介護支援事業所などにサービスのPRを適宜行い、利用拡大を図ります。

		小川	みささぎ	山ノ内	桂坂
利用定員（人）		24	25	25	25
29年度計画利用率(%)		87.5	84.0	84.0	68.0
28年度	1月末実績利用率(%)	85.0	68.1	76.8	42.7
	計画利用率(%)	87.5	80.0	92.0	55.6
27年度実績利用率(%)		78.4	71.3	84.2	

(イ) 認知症対応型通所介護事業

みささぎの認知症デイでは、開設以来これまで、利用の拡大を図るため種々取組をしてきましたが、一般型通所介護との利用料の違いからご家族が料金の高い認知症対応型を選択され辛いことと、近隣には一般型のデイサービスセンターが多く存在することなどから、他の居宅介護支援事業所から積極的な新規利用者の紹介も少なく、今後ご利用者の増加が見込めないため、4月30日をもって閉鎖を予定しています。

一方、紫野の認知症デイでは、引き続き個別ケアの充実を図り、一人ひとりの心身の状態に合わせてそれぞれの居場所づくりや居心地のよい空間が提供できるよう、また、近隣への外出や地域の行事への参加、ご利用時の家事担当による役割や達成感の実現等、生活の充実感の実現に向けて取り組みます。

		紫野	みささぎ
利用定員（人）		12	12
29年度計画利用率(%)		60.0	—
28年度	1月末実績利用率(%)	57.5	43.4
	計画利用率(%)	65.0	50.0
27年度実績利用率(%)		60.4	43.2

(ウ) 認知症高齢者グループホーム（認知症対応型共同生活介護）

地域の中であたりまえの暮らしができるように、ご利用者の個性を尊重し、家庭的な環境のもとで一人ひとりの力を引き出せるように支援します。

また、ご利用者も地域の一員として地域の様々な活動にも参加し、地域活動を通じて馴染みの関係を大切にします。

地域交流スペースを活用して、施設と地域住民との顔の見える関係づくりを創出し、地域との連携を図ります。

		桂坂
利用定員（人）		9
29年度計画利用率(%)		90.0
28年度	1月末実績利用率(%)	77.8
	計画利用率(%)	87.0
27年度実績利用率(%)		

オ ケアハウス（軽費老人ホーム）

ご利用者が健康で自立した生活が営めるよう、日常生活での精神的、身体的な不安や悩みに対して、心理・情緒面でのサポートや介護保険等の情報提供を行い、快適な日常生活を確保できるよう支援します。

また、入居者自身の自己能力の活用と社会参加に配慮した支援を行うなど、ご利用者が施設だけの生活で終わらないような取組を実施します。

社会福祉法人の第一種社会事業であるケアハウスとして、虐待ケースや退院等で次の住居がない方など、社会的ニーズのある高齢者の受入について引き続き積極的に対応していきます。

		久我の杜
利用定員（人）		50
29年度計画利用率(%)		97.0
28年度	1月末実績利用率(%)	99.3
	計画利用率(%)	97.0
27年度実績利用率(%)		96.8

カ 地域包括支援センター（指定介護予防支援事業を含む。）

地域包括ケアシステムの中核を担う機関として、高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるよう、行政や関係機関との連携のもと包括的及び継続的な支援を行い、地域包括ケアの推進に向け取り組みます。

また、高齢者の多様なニーズや課題に対して、地域の社会資源のネットワークを構築し、ワンストップサービスの拠点として対応していくとともに、権利擁護、介護支援専門員に対する助言・指導及び介護予防ケアマネジメント等を実施します。

平成29年4月より、介護予防・日常生活支援総合事業の制度に移行します。行政とともに、総合事業の受付窓口にもなることから、制度の主旨をしっかりと理解し、介護予防の推進、地域の支え合い体制づくりなどの一端を担っていきけるよう、制度の動向も踏まえて取り組みます。

なお、西院地域包括支援センターの担当圏域の第1号被保険者数及びそのうちの単身世帯数増により、専門職1名の増員を行います。

		紫野	小川	本能	修徳	西院	久我の杜
29年度計画予防給付管理（件）		210	250	228	120	320	200
28年度	1月実績予防給付管理（件）	218	246	231	127	330	194
	計画予防給付管理（件）	200	230	220	118	305	175
28年3月実績予防給付管理（件）		215	225	244	127	322	176

キ 居宅介護支援事業所

地域包括ケアの推進に向け、地域を支え、地域に根ざした居宅介護支援事業所として、行政や地域包括支援センター、医療機関、関係機関等と連携を図り、必要とされる居宅介護支援事業所を目指します。

また、法令遵守の徹底、研修の積極的な参加、情報の共有、チーム力の強化等ケアマネジャーの能力の向上を図り、質の高いサービスが提供できるよう取り組みます。

		紫野	本能	修徳	西七条	塔南の園	西院	久我の杜	みささぎ
29年度計画給付管理（件）		190	105	140	105	110	130	110	70
28年度	1月実績給付管（件）	189	101.5	139.5	103	105	117	110	68
	計画給付管理（件）	180	103	135	120	108	127	113	70
28年3月実績給付管理（件）		179	101	134	111	116	129	108	64

ク 老人介護支援センター（西七条、塔南の園）

地域・関係機関等との連携のもと、高齢者が地域において安心して暮らし続けられるよう、地域包括支援センターとも連携して、情報提供、相談、指導等、地域に根ざした支援センター体制の充実に努めます。

※ 他の施設では、地域包括支援センターで一体的に実施

ケ 地域介護予防推進センター（上京区地域介護予防推進センター）

平成29年4月の介護予防・日常生活支援総合事業への制度移行による現行の二次予防事業と一次予防事業の一般介護予防事業への再編に伴い、制度移行へ円滑に対応するため現事業の見直しを行います。

今後は、各地域包括支援センターとの更なる連携強化、プログラム内容の充実を図り、高齢者が気軽に参加できる身近な地域の会場やスタッフを確保し、地域への出張教室の機会も増やすとともに、自主グループの育成とその活動支援、うつや閉じこもりなどへの訪問事業へのアプローチなどを重点的に進め、地域の実情に応じた効率的・効果的な介護予防の取組を行い、制度移行に伴う報酬単価の見直し、二次予防事業として実施していた通所型介護予防事業の廃止等により生じる減収幅の縮小を図ります。

○一般介護予防事業対象者施策

	講演会 (運動)	講演会 (栄養)	講演会 (口腔)	講演会 (その他)	地域活動 組織支援等	その他
29年度計画回数（回）	535	16	12	121	215	19

【参考】

○一次予防事業対象者施策

		講演会 (運動)	講演会 (栄養)	講演会 (口腔)	講演会 (その他)	地域活動 組織支援等	その他
28年度	1月末実績回数(回)	394	16	4	94	179	19
	計画回数(回)	494	18	15	77	130	19
27年度実績回数(回)		455	18	9	132	137	20

○二次予防事業対象者施策

		運動器の 機能向上	栄養改善	口腔機能 の向上
28年度	1月末実績回数(回)	407	16	13
	計画回数(回)	454	18	15
27年度実績回数(回)		479	12	15

4 児童館部門

児童館の活動の基本的理念である、①児童の心身ともに健やかな育成（子ども自立支援）、②子育て家庭支援（子育ての社会化）、③地域の児童健全育成に関する総合的な機能を有する活動拠点としての役割（地域社会の子育て支援機能を創造する共生のまちづくり）を果たすため、中期経営計画に掲げた取組を推進します。

取組においては、京都市の子育て支援施策の総合計画である「京都市未来こどもはぐくみプラン」（平成27年1月策定）の趣旨を踏まえ、引き続き、子ども・子育て支援新制度における学童クラブ事業の充実を図るとともに、乳幼児親子や障害のある児童、子育て中の保護者、思春期の中高生など、幅広い対象者のニーズに積極的に対応します。

また、地域子育て支援ステーション事業による地域の子育てネットワークの構築や、地域や施設の特性を生かした地域住民や関係団体、さらには法人他部門との連携による世代間交流の取組や児童館活動への参画の促進等により、地域における子どもと子育て家庭を支える地域づくりに取り組みます。

さらには、児童館の事業運営やサービス提供内容について外部評価を進め、業務の改善や透明性を高めるとともに、コンプライアンスの推進に努め、職員の研修体系を構築して計画的な研修を実施するなど、サービスの質の向上に取り組みます。

（1）取組の方向性

ア 中期経営計画の推進

（ア）地域の異世代交流の促進

特別養護老人ホームに併設する修徳及び塔南の園児童館をはじめ、錦林、明德両児童館における高齢者と乳幼児や児童との交流や、児童と地域住民との交流を深めるなどにより、子どもたちが地域の高齢者や大人と出会う機会をつくり、子ども自身が地域の様々な人々に育てられていることを理解し、自発的に地域住民と関われるよう支援します。

また、子どもや保護者を対象に認知症サポーター講座や声かけ訓練等を実施し、地域の認知症高齢者への理解を広げます。

さらに、児童を軸にして、地域住民同士の交流を深め、地域全体で子どもを育て、子育て家庭を支えるまちづくりを推進します。

（イ）障害のある子ども障害のない子ども共に育ち合う環境づくり

地域の障害のある児童を積極的に受け入れ、障害のある児童の居場所を確保し、障害のある児童と障害のない児童が同じ環境で育ち合い、互いに認め合い支えあう意識の醸成を図ります。

また、障害のある児童と住民との交流を通じて、障害のある児童への地域住民の理解を深め、誰もが住みやすい環境づくりを推進します。

（ウ）子ども・子育て支援新制度における学童クラブ事業の円滑な運営

子ども・子育て支援新制度に基づき、利用児童が増加していることを踏まえ、学童クラブ事業の円滑な運営に努めるとともに、引き続き新制度における課題、運営方法等の検討を行い、支援内容の充実を図ります。

（エ）職員の人材確保・定着及び育成について

児童館事業の発展の観点から、平成28年度末にとりまとめた人事管理の考え方にに基づき、

今後、人材育成・定着を図るとともに、協会における児童館職員の研修体系を基に継続的で計画的な研修を実施し、また新たに福祉資格取得を促進するための制度を設けるなど、児童館職員のスキルの向上に取り組み、人材を育成していきます。

また、子ども・子育て支援新制度における利用児童の増加等に対応する職員体制を安定的に確保するため、国や京都市の動きを踏まえて、職員の処遇改善を実施することで、職員の士気の高揚を図ります。

イ リスクマネジメントの強化及びコンプライアンスの推進

本部において、事業の統括を引き続き行うとともに、適切かつ効率的な事業運営に取り組んでいきます。

また、平成27年度から受診を始めた第三者評価については、残り1館において受診するとともに、受診で明らかとなった課題については法人が運営する児童館全体で協議、検討を行い、反映できるように取り組みます。

ウ 地域における公益的な取組

協会の中期経営計画に基づき、部門を超えて連携、協同しつつ、地域の福祉拠点としての特性を生かした、地域における公益的な取組として、修徳における「ふれあい食堂」など、地域の福祉ニーズに応じた取組を進めます。

(2) 事業別の主な取組内容

ア 乳幼児親子対象の活動（児童館・子育てほっと広場）

乳幼児の遊び体験の拡大と遊びを通して親子や子ども同士がふれあう機会をつくとともに、保護者同士の交流を通して、核家族化、少子高齢化の下での地域における子育ての仲間づくりを進めます。また、引き続き、乳幼児親子が気軽に利用しやすい雰囲気づくりに努めて自由来館を増やし、子育ての孤立等を防止します。

(ア) 乳児（0～1歳）幼児（2歳以上）クラブ

年間を通して子どもの成長を踏まえた活動を展開するとともに、子育て親子の出会いの場、気軽に話せる関係づくりを進めます。

	錦林	明德	修徳	塔南の園	計
平成29年度当初登録見込数(組)	50	120	100	35	305
(参考)平成28年度当初登録数(組)	50	120	117	40	327

(イ) 子育てグループの活動支援

子育て中の親同士が集い気軽に話をすることにより、自然と互いに助け合う雰囲気が生まれ、子育ての悩みや不安を解消し元気が甦るなど、ピア・カウンセリング効果を引き出す自助と共助のグループ活動を支援します。また、つながりを深めた親たちにより、我が子と共に地域の子どものたちの健やかな成育を考え、子どもと子育て家庭を支える地域づくり活動への参画が促進されるよう努めます。

(ウ) 遊びと集いの活動

気軽に自由参加ができる活動プログラムを工夫し、家庭に閉じこもりがちな親子や孤立した子

育て環境に陥りがちな親も参加しやすい「出会いとふれあいの機会と場」を提供します。

(エ) 子育て支援講座の開催

母親のニーズに応え、専門家との連携と協働による各種の講座を開催します。妊娠・出産・育児の不安を和らげ、気軽に相談ができる場と仲間との出会いの機会を作ります。

イ 学童クラブ事業

共働き家庭や母子・父子家庭等の小学校1～6年生児童を対象に、放課後児童健全育成事業として、安全で家庭的な生活空間と、健全な遊びを通して異年齢集団活動及び創造的自由遊びの場を提供し、子どもの社会性を育て、自立の促進と自主性を尊重することに努めます。

また、保護者をはじめ地域住民やボランティア等の事業への参画を促し、地域の子ども育成支援の核となるよう取組を進めます。

	錦林	明德	修徳	塔南の園	計
平成29年度当初登録見込数(人)	135	137	132	69	473
支援の単位(クラス)	3	3	3	2	11
(参考)平成28年度当初登録数(人)	130	120	109	76	435
支援の単位(クラス)	3	3	3	2	11

ウ 障害のある児童の統合育成と居場所づくり

学童クラブ事業において、積極的に障害のある児童を受入れ、適切な援助により子ども同士の豊かな相互関係を促進する等、統合育成環境の充実を図ります。

また、自由来館における障害のある児童やその家庭に対しても、学校、児童福祉センター、医療機関や発達障害者支援センター等との連携を深め、障害の状況や発達に合わせて適切な支援を行うとともに、成長発達に悩みをもつ家庭同士の支え合いとつながりを支援します。

さらに、障害のある児童と住民との交流や地域住民も対象とした勉強会等を行い、障害のある児童への地域住民の理解を深めます。

	錦林	明德	修徳	塔南の園	計
障害のある児童の学童クラブ登録見込数(平成29年度当初)(人)	18	9	12	8	47
(参考)障害のある児童の学童クラブ登録数(平成28年度当初)(人)	15	7	7	10	39

エ 中高生の活動支援

(ア) 中高生と赤ちゃんとの交流事業の実施

中高生を中心に、赤ちゃんとのふれあい、関わることにより、子育ての喜びや他者に対する関心、共感の能力を高めるなど、中高生の健全育成を図ります。

(イ) 児童館の特性を生かした活動支援

中高生が自ら進んで活動を行えるよう、年齢を考慮して活動場所を設定し、受け入れます。

また、年長者として小学生等年少者への配慮、遊びへの工夫などを自主的に行えるように働きかけます。遊び以外でも、地域貢献活動や世代間交流の活動等に年齢相応の役割を持って参

加できるように促し、将来の就労等自立に向けて、社会性を身に付けられるように支援します。

さらに、生活面での支援が必要である課題を抱える利用者に対しては、学校等関係機関と連携して対応します。

オ 小地域における児童福祉の拠点施設としての活動

(ア) 地域子育て支援ステーション事業の実施

地域（小学校通学区）の子育てネットワークづくりを行うため、基幹ステーションとして地域団体や関係機関によるネットワーク会議の設置や各種事業の実施に取り組みます。

より身近な地域における子育て支援ネットワークの拠点として、また、地域における子育て支援の拠点として、各小学校区の実情に合わせた子育て相談の実施や、活動場所や情報の発信・収集を行います。加えて子ども支援センターや保健所、学区内保育所と連携し、子ども育成と子育てに関する情報の収集・発信を充実するとともに、これらのネットワークを活かして、児童虐待等の発生予防と早期発見、発達成長課題や福祉課題の早期対応に努め、専門機関への連絡、相談、調整等を行います。

(イ) 地域の子育て環境づくり

地域の子ども達の健全な遊び場として機能するよう各種事業を実施するとともに、幅広い世代にサービスを提供できる協会の特性を生かし、子どもが主体的に地域活動へ参画するよう促し、地域における異世代交流を促進する拠点としての活動を進めます。

また、「子ども・子育て家庭相談」への対応や、児童健全育成事業を支える年長児童や地域住民、青年ボランティアの活動を支援し、地域諸団体との連携を深める中で、地域の子どもネットワークの形成に努めます。

(ウ) 京都市ファミリーサポートセンター南支部（塔南の園児童館内）の運営

地域における市民相互の子育て支援（ファミリーサポート会員組織に関する募集・登録、研修、広報と、京都市ファミリーサポート本部との連絡調整等）を実施し、地域コミュニティの活性化につなげます。